

青梅市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 1 1 月 3 0 日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

人事院勧告および東京都人事委員会勧告を踏まえ、一般職の職員に支給する期末手当の支給割合を改めたいので、この条例案を提出いたします。

青梅市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 青梅市一般職の職員の給与に関する条例（昭和 26 年条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条第 2 項の表を次のように改める。

職員の区分	割合	
	6 月に支給する場合	1 2 月に支給する場合
前項に掲げる職員のうち次に掲げる職員以外のもの	100 分の 125	100 分の 115
行(一) 4 級等職員	100 分の 105	100 分の 95
行政職給料表(一)の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が 5 級である職員(以下	100 分の 95	100 分の 85

<p>この条において「行(一)5級職員」という。)または医療職給料表の適用を受ける職員のうち行(一)5級職員に相当する職員であつて、その職務の複雑、困難および責任の度等を考慮して市規則で定めるもの(以下「行(一)5級等職員」と総称する。)</p>	
---	--

第18条第3項を次のように改める。

- 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項の表6月に支給する場合の欄中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」と、「100分の95」とあるのは「100分の60」とし、同表12月に支給する場合の欄中「100分の115」とあるのは「100分の65」と、「100分の95」とあるのは「100分の55」と、「100分の85」とあるのは「100分の55」とする。

第2条 青梅市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第18条第2項の表を次のように改める。

職員の区分	割合	
	6月に支給する場合	12月に支給する場合
前項に掲げる職員のうち次に掲げる職員以外のもの	100分の120	100分の120
行(一)4級等職員	100分の100	100分の100
行政職給料表(一)の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が5級である職員(以下この条において「行(一)5級職員」という。)または医療職給	100分の90	100分の90

料表の適用を受ける職員のうち行(一)5級職員に相当する職員であつて、その職務の複雑、困難および責任の度等を考慮して市規則で定めるもの(以下「行(一)5級等職員」と総称する。)		
---	--	--

第18条第3項を次のように改める。

- 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の100」とあるのは「100分の57.5」と、「100分の90」とあるのは「100分の57.5」とする。

付 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和4年4月1日から施行する。